

# 和歌山県立医科大学利益相反ポリシー

制定：平成21年9月15日

## 1 利益相反ポリシーの目的

公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）はその教育理念として、「医学及び保健看護学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高度な倫理観に富む質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待にこたえることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与する」ことを掲げている。

大学のあるべき姿として、今日強く求められている「開かれた大学」、「地域・社会貢献のできる大学」という2点が理念に沿って実践される一形態として、他の大学や地域の多様な主体と協力・連携し研究成果を社会に還元し産業や地域経済の活性化に貢献すること、すなわち産官学連携の推進が極めて重要である。本学では、産官学連携推進体制を整備し、産官学連携の取組を、より柔軟に、より積極的に推進することとしている。

産官学連携を推進するに当たっては、大学や役員及び本法人に雇用されている者（以下「教職員等」という。）が特定の企業から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことである。しかし、一方で、大学と企業等の立場の相違から、教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学におけるそれと衝突するいわゆる「利益相反」と呼ばれる状況が生じる可能性がある。産官学連携活動を行うことにより利益相反の状態が発生することは不可避である。こうした事態を未然に防止し、大学の社会的信頼を保持するためには、利益相反に対するマネジメントが必要不可欠である。利益相反マネジメントを怠れば、場合によっては大学の社会的信頼等を損ないかねず、結果として産官学連携の推進自体が阻害されるおそれが生じる。

このため、本学は、産官学連携の健全な推進を図り、職員等が円滑に、また、安心して産官学連携に取り組める環境を整備することを目的とし、ここに、利益相反の定義、利益相反マネジメントの基本的な考え方及びマネジメント体制等を利益相反ポリシーとして定める。

## 2 利益相反の定義

このポリシーにおいては、利益相反を以下のとおり定義する。

### 利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

#### (1) 狭義の利益相反

教職員等又は大学が産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、大学における教育研究をはじめとする大学の使命を遂行する責任が衝突・相反している状況で、個人としての利益相反と大学としての利益相反を含む。

##### ① 個人としての利益相反

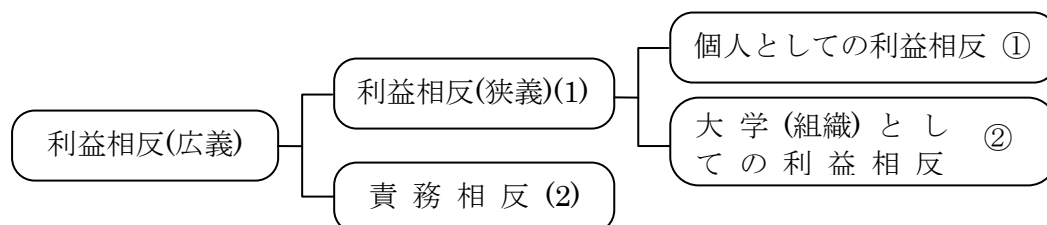
教職員等個人が得る利益と大学における責任との相反

② 組織としての利益相反

大学が得る利益と社会的責任との相反

(2) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態



※ 狭義の利益相反と責務相反は、どちらも大学における責任の遂行が問題となる点は共通するが、その要因が「企業から得る利益」である場合は「狭義の利益相反」となり、「企業に対して負う責任（責務）」である場合は「責務相反」となる。本ポリシーでは、特段の表記がない限り、「広義の利益相反」を単に「利益相反」と記す。

3 利益相反に関する基本姿勢

- (1) 大学は、産官学連携を積極的に推進するとともに、職員等が安心して産官学連携に取り組めるよう利益相反の学内ルールを整備し、利益相反マネジメントシステムを構築する。
- (2) 大学は、産官学連携活動のパートナーとしての産業界等に対しても利益相反マネジメントについての理解と協力を求め、お互いの社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況を把握し適切に対応するものとする。
- (3) 大学における利益相反マネジメントは、必ずしもすべての産官学連携活動を制限するような対処が求められるものではなく、社会的信頼を確保する必要性がより高いと判断された場合に限り、一定の対処を行うものである。

4 マネジメント体制

利益相反マネジメント体制の中核を担う機関として、利益相反マネジメント委員会を置く。利益相反マネジメント委員会には、弁護士等の学外有識者を若干名加えるものとする。

- (1) 利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行う。
- (2) 利益相反に関する相談及び助言・指導を行う。

5 その他

このポリシーの推進に当たっては、学生等の学習の権利や研究者の研究の自由を不当に侵害しないよう十分な配慮を行う。